

平成28年度 第5回臨時総会 議事録

開催日時	平成29年2月17日（金） 午後2時30分～午後3時47分				
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階会議室				
出席委員	楠瀬 裕久 横山 桂一 成岡 三男 澤本 和男 竹内 義昭 氏原 嗣志 川澤 一博	長野 巡 高橋 政継 鍋島 義信 福永 琢巳 門田 博文 宇賀 巖 上田 博	西野 幸一 加藤 孝幸 平田 文彦 宮田 義久 中山 忠明 矢野 強 久保壽美男	西本 統洋 田内 正博 久保田彦昭 和田 善次 松田 環 島田 研一 吉川 祐二	森本 常喜 高木 妙 山崎 茂盛 川村 隆一 前田貴美雄 雨森 廣志 以 上 34 名
欠席委員	大野 哲	田鍋 剛	今村 幸一	以 上 3 名	
事務局	吉良事務局長 嶋崎主査	岩崎次長 廣末主事	榮枝管理主幹	堀内係長	長澤主任 以 上 7 名
議 題	議案第1号 「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の制定について 議案第2号 高知市農地利用最適化推進委員の募集について 議案第3号 「高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程」の制定について				

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時 30 分～)
議事録署名委員	議長が、西野幸一委員、久保壽美男委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により、議事を進めてまいります。 それでは議事に移ります。 議案第 1 号「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の制定について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案第 1 号「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の制定について、事務局からご説明いたします。 この規則は、平成 29 年 7 月 20 日以降に設置される農地利用最適化推進委員の委嘱の手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものです。 議案書をめくっていただいて、高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則(案)をご覧ください。 第 1 条は目的、第 2 条は推薦及び募集の区域で、地区名とその地区の区域及び定数を 2 ページ以降に別表として定めています。 第 3 条は推薦及び募集の資格について規定しており、推進委員委嘱予定日において、(1) 高知市に住所を有する者。ただし、農業委員会会長が適任と認める場合にあっては、この限りでない。(2) 高知市の職員でない者。(3) 市税及び国民健康保険料の滞納のない者。(4) 高知市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でない者としています。 ここで、「会長が適任と認める場合」とは、市外に住所を有する方が高知市内で農業経営を行っている場合などを想定しています。 第 4 条は募集の周知方法となっています。第 5 条は推薦及び募集の方法で、個人からの推薦、法人又は団体からの推薦、本人による募集への応募の 3 つの方法を規定しています。

堀内係長

それぞれの様式は後ろに添付しております。記入方法につきましては、議案第2号を審議いただく際に説明いたします。

第6条は推薦及び募集の期間で、概ね1か月とし、今回は平成29年2月27日（月）から3月27日（月）まで実施します。

1ページから2ページにかけて、第7条は、農業委員会法施行規則第12条に規定されている推薦及び募集に係る公表について、期間の中間及び終了後に、高知市ホームページ等で行うこととしています。

第8条は候補者の選考についてで、高知市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置し、候補者を選考します。

第9条は推進委員の委嘱についてで、会長が選考委員会の報告を受け、候補者を決定のうえ総会に諮り委嘱することとしています。

第10条は推進委員の補充について、欠員により担当区域での業務に支障が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、補充を行うこととしています。

補充委員の任期につきましては、前任者の残任期間となります。

第11条において、この規則に定めるもののほか、推進委員の委嘱の手続き等について必要な事項は別に定めるとしております。

なお、この規則の施行日は、募集の開始日である平成29年2月27日としております。

以上が、ご審議いただく規則の内容となります。

なお、農業委員の選任につきましては、所管部署であります、高知市農林水産部が選任に関する規則を制定することとなっており、総務課の法規文書係と協議しながら事務を進めております。

農業委員と推進委員は同時募集であり、両方に推薦・応募ができますことから、規則の内容等に大きな差異が生じないよう最終的に調整することとなります。

本日、規則（案）をご承認いただいた後の農林水産部との協議による文言等の調整は、事務局一任とさせていただくことにつきましても、ご承認をいただけますよう、お願いいたします。

堀内係長	なお、調整結果につきましては、臨時総会等で随時皆様に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。 参考資料として、高知市農林水産課が作成した、農業委員の選任に関する資料をお配りしています。 こちらは2月14日時点での案であり、決定ではありませんので、ご了承ください。以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
雨森委員	基本的なことをお伺いしますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方を教えていただきたいですが、今回の法改正に基づいて、国の方は交付金の対象になるのかどうか、予算的に枠内は全て高知市の予算で処理をするものなのか、それとも、この規定に基づいて交付金の対象として国からいくらか算定をしてつくのか教えてください。
吉良事務局長	交付金につきましては、今までも農業委員会交付金という形で入っております。これについては、平成29年度についても国の予算としては残っており、金額としては去年と同じとなっております。農業委員も農地利用最適化推進委員も総数としては増えた所もあるし、逆に減った所もあります。人数に対してどうなるのかははっきりしておりませんが、総額の中での農業委員会交付金というのはあります。これは報酬の全額を賄うものではないですが、農業委員会交付金は入ってきます。 それとは別に農地利用最適化交付金というのが新しくできまして、これについては、交付の要件が二つあります。一つは農地利用最適化推進委員が活動を行ったということで、この活動が何に当たるのかははっきりしたことは示されていませんが、総会に出てくるというのは基本給に含まれているので、それ以外で例えば、利用権設定のための活動を行ったとかの話になると思いますが、そのような活動を行った時に一人当たりの農地利用最適化交付金が支払われます。二つ目は、実績が上がった時に支払われます。例えば、地域で農地利用最

吉良事務局長	適化推進委員が活動する時に農業委員と一緒に活動することによって、遊休農地化を防いだり、遊休農地だった所を誰か借りてくれる人を見つけて契約が成立した時に支払われます。これについては、国の方から交付金の交付の仕方が決まっておりますが、今、どこの市町村も困っておりまして適用になるか分からないということです。報酬を条例化しないといけないのかどうかも国の説明が二転、三転しておりまして、はっきり分からないので、こちらの方が交付金の金額は大きいわけですが、こちらのスタンスとしては報酬条例上、それを活用するという形は取っておりませんが、使えるものであれば使うと、全国農業会議所が国と話した結果、一般財源化はできないということになっているようですので、あくまでも、活動を行って、その活動の実績に応じて一年間分を12月で閉めて、年度末の2月か3月ぐらいに交付金が支払われますが、適用になるかどうかは不明です。以上です。
雨森委員	まだ分からないということですが、高知市の場合は、7月からとなっておりますが、昨年からスタートしている所があると思いますが、分からないまま法改正をしているとは思えないですが、その実態はどうなのでしょう。
吉良事務局長	分かりやすいように、もう一度整理をしますが、農業委員会の交付金と言うのは今までどおりあって、38人の定数に対して農業委員会に一括で入ってくる金額でおそらく450万円ぐらいだったと思います。これは報酬に使うこともできるし、他にも使うことができるということで入ってきていました。当然38人の報酬の年額は2,300万円ぐらいになるので、足りません。もし、それが報酬相当として入ってきているとしたら1,900万円ぐらいは高知市は市のお金で出していたと、各市町村もそういう話です。丸々入ってくるものではなく、足りない分は市町村が負担してやっています。 それとは別に農地利用最適化交付金できたのは、全国的に農業委員の報酬が安いとして、全国平均で20,000円から30,000円の頭ぐらいだと思いますので、それを増やそうということで、新たに生まれた報酬で、このような交付金としての形は当初から分かっていました。但し、それを交付するには農業委員

吉良事務局長

と農地利用最適化推進委員の報酬しか使えないので、条例化をなささいという話でしたが、どのような条例を作ったらいいのか分からなかったというのがあって、去年の4月から新たな委員会になった所については、作っている所はなく、交付金が入ったら報酬を上乗せするというような報酬条例を作っている所はないと思います。

今の段階になって若干鹿児島県とかが、例えば遊休農地の解消をしたら1件あたり5,000円払うような形で、作っている所が出てきております。初めは、「このような報酬条例を作りなさい」というのはありましたが、市町村ではなかなか作れないという話であり、議会でこのような報酬条例では通らないので、活用できないなら仕方ないというようなことで、状況を見る所がほとんどです。今のところ大体がそうであると思います。去年の4月から新しくなっている所は今年の1月末で閉めて国へ報告をして2月か3月の頭ぐらいに交付金が決定すると思いますので、先にやっている所は書類だけ出してみるけど、どれくらい入るか分からないという状況で、様子を見ているということです。これは全国農業会議所に聞いても分からないし、農林水産省とも話をしたようですが、地方の農政局の話は違ったりもしますので、7月から新体制に移行する所が多いですが、四国四市の会に行っても大体が様子を見ているとのことですが、但し、入る余地があるならば、「このような条件を整えなさい」ということには随時準備をして、申請ができるなら準備を整えたうえで申請をすれば入ってくるかもしれないですが、報酬条例がない中でどうやって払うのかという問題が出てくると思います。

来年が1年目になるわけですが、様子を見て翌年に報酬条例を考えることはあり得ます。今はそんな状況です。

議長

今はそんな状況ですが、高知県下は既に新法でやっている農業委員会がありますが、先程局長が言われたように交付金の特別財源としたものが書き込んでいないような状況です。年度末に特別財源を決算の前に入れて交付金がどれくらいきたのか分かるわけです。交付金の算定の基礎は皆さんに活動記録をお配りしていますが、その活動記録が大事になってくると思いますので、日頃活動

議長	の記録を付けていただいて、ある時期には活動記録を集めて整理をしていかないといけないと思います。現在がそのような状況ですが、県下のどの市町村も特別財源の交付金を入れていない状況です。
岩崎次長	局長の説明に加えて私の方から説明させていただきます。 今回、農業委員会交付金の他に先程局長が説明した、農地利用最適化交付金というのが今回の法改正に伴いできました。これは間違いなく、国の方から7月に内容が示されました。まず一つの大きな目的は、農業委員の報酬が全体的に低いので、上乗せをすることです。もう一つは、機能強化を図ることによって、農地利用の最適化の推進というのが今回の法改正の大きな柱になっておりますので、担い手への農地の集積とか耕作放棄地の防止を強化するための実績報酬もその中に含めるように国が考えました。今年度は国の方は予算化をしておりますが、市町村に対して交付金の要綱などが示されていませんので、国との間に全国農業会議所が入って二転、三転したようなやり取りをしているというのが今の状況です。
議長	国の方から要綱が示されていないということや、農業委員の報酬が低いという話がありましたが、高知県下でも、「日額がこれぐらいの金額だ」というような所もあります。そういったことも改正していかないといけないという思いがあるのだと思います。
吉良事務局長	報酬が低いということで、国の方から案として出てきているのは、25,000円に上乗せが20,000円で、45,000円に引き上げますということが国のモデルとして出てきています。そうすると、報酬が低いから上げるとなると高知市は人数が増える関係もあり、今の金額から45,000円に下がるという形になります。それは、国が目指している25,000円に20,000円を足した実績や活動報酬を足した金額の45,000円にしています。問題は、「45,000円を国が出すと言っているのに、報酬が低いという理由で、既に45,000円もらっている所に対してくれるのか」ということも国から示されていないところです。報酬を上げるのが

吉良事務局長	目的なら、「ここの単価が上がっていないといけない」とか「全員に払う報酬総額が上がっていないといけない」などの案もあるようです。高知市は単価は下がりましたが、農地利用最適化推進委員が 32 名おりますので、報酬総額は上がっています。報酬総額が上がっていることを考えると貰える可能性はあるのかなと思いますが、それを来年の 2 月に貰ったとしても報酬しか使えないので、「報酬に使う」という条例がなければ、毎月、農業委員に 45,000 円、農地利用最適化推進委員に 40,000 円と払っていれば追加で払うことができません。報酬を貰ったら追加で払うという条例を作っている市町村は皆無だと思います。国もそういったやり方をしていれば、国は報酬を配ったけど市町村は払えないということが出てきますので、そこも含めてどうなるのか様子を見ております。
森本委員	昭和 56 年に農業委員の報酬が低いということで、報酬を上げた例があります。45,000 円となると年間のトータルの報酬が低いです。国の査定の金額の範囲で納めるということではなく、高知市の農業を活動的に行うためには農業委員の報酬を上げてもらわないといけないということで、過去に私が耕地課長になった時に四国四市の農業委員会の調査も行って市税をプラスしました。農業委員の活動と報酬とは密接に関係がありますので、頑張ってもらいたいです。農地利用最適化推進委員は報酬が 40,000 円ですが、例えば、休耕田を掘り起こして農地中間管理機構へ使えるように活動した時の活動費は別にする必要があると思います。40,000 円の報酬の中に含んでいるというのは、よくあることですが、あまりにも不謹慎なので良くないと思います。財政課と議会で相談して頑張ってもらいたいです。
吉良事務局長	森本委員の意見は最もだと思います。報酬額を決定する時にあたって農業委員の選考が農林水産部ですので、農林水産部から答申をもらって決めていただいて、会にも諮ってやりましたが、財政当局の反発が厳しくて、報酬を 45,000 円と 40,000 円にするにあたって、前の農業委員の報酬は 52,500 円でしたので、減ったことで文句はあるけど、人を増やさないとどうにもならないという

吉良事務局長

ことで納得してもらったと言っても、財政当局の案は、「報酬をさらに低い金額にしてください」と言って、最終的にそれではいけないという話になって市長査定まで上がって市長に決めていただいたということです。農地利用最適化推進委員の報酬が 40,000 円の理由は農業委員と違って市役所に来て会に出席することが少ないということもありますが、農地利用最適化推進委員には農地バンクの絡みで貸し手を見つけてもらった時に、実績を上げてもらったら歩合給を払うということで予算要求をしましたが、これも財政当局に全部削られました。今までどおり上乘せの分は認めないということで、事務費まで削られています。会場を借りるお金がないとか研修に行く人数を減らすなど、相当市の財政が厳しいというのもあると思いますが、総額として農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬が増えたので、他の部分で大分削られたこともあり、事務局としては相当財政当局と交渉しましたが、財政当局が受け付けてくれませんでしたので、様子を見て農業委員会の活動が停滞するようなことがあれば、意見書の提出の中で言っていくような対応をしないといけないと思います。副市長と話をした時も農業委員会の活動ができなくなるようであれば、組織として市長に意見を言うようにして、財政当局に言ってもいけないということになる可能性もあると話をしていますので、できる限り節約しながらやらないといけません。様子を見ながら今年 1 年はこのような形でやると決まりましたので、ご協力をお願いいたします。

森本委員

これからも考慮しながら暫定的にやるということですか。

吉良事務局長

例えば、財政当局の意見は「会場費がゼロになっても市役所内の会場があるので、そこを使ってください」と言っても、他と重なる時があって会場の予約が取れない時があります。譲ってくれば会場を使うことができますが、全部こちらが思っているように会場が取れるかどうかはやってみないと分かりません。できるだけ市役所内の会場を使うように努力はしていますが、やむを得ず変更しないといけない時もありました。

森本委員	全体的な予算が削られることは構いませんが、農業委員の報酬が低いし、高知市は農業が停滞しているので、農業委員の活動を活発にするためには報酬を上げてもらわないといけないと言ってください。
吉良事務局長	今回、制度が変わったことにより、中核市の中でアンケートを出して調べている所がありまして、結果もいただいておりますが、高知市の報酬である52,500円というのは、おそらく全国の10本の指に入るぐらいの高さであり、四国四市の中でも松山か高松が44,000円ぐらいでした。高知も入れて平均をすると45,000円になるくらいで、市長に出す時にも、「四国四市の平均は45,000円です」と、高知の高い報酬も入れて45,000円として、国の平均も45,000円ですので、高知市としてはもっと高い方がいいのですが、納得をしていただきました。但し、新たにできる農地利用最適化交付金は上乘せの交付金ですので、活用して報酬を上げることができるとなれば将来的に上げることができる可能性はあります。
森本委員	高知市の農家が非常に所得が少ないし、四国四市でも高知市が最低です。農家の人が頑張るためには農業委員や行政や農協に頑張ってもらわないといけないです。行政も専門の技術屋は今是一人ですが、農業にもっと力を入れてもらわないといけないです。特に農業委員の報酬が前回の報酬よりも下がっているの、これでは納得ができないと言ってください。
吉良事務局長	分かりました。
森本委員	農地利用最適化推進委員というのは農業委員とは別ですので、掘り起こしをして耕作放棄地をなくしてください。新しい活動をするための制度ですので、国に力を入れてもらいたいです。それから、報酬を上げても上げなくても一緒ということではなく、「活動したらそれに対する報酬があるべきだ」と要求があったことを伝えておいてください。

西本委員	このことについては私は3回目になります。局長に説明してもらいましたが、今までの説明では理解できなかったのですが、今日の説明を聞くと具体的な話でした。25,000円に活動報酬の20,000円を足して45,000円にしているなどの分かりやすい話をしてもらわないと私は理解できませんでした。市の予算で前年度を上回らない範囲内という話で、このような案ができたとは私は理解するのが難しかったけど納得をしました。これが前例となって去年がこのような形だったから来年も同じということではなく、1年間様子を見て交付金が多く貰える期待もあると思います。来年から農業委員も農地利用最適化推進委員も一生懸命やりますので、来年の予算の時には交付金も当てにはしているだろうけど、上乘せのことも十分に協議をして増額をお願いいたします。交付金について前回から決まったことについては話をしませんが、今日は色んな話を聞きました。農業委員も協力をしていきます。局長の非常に粘り強く交渉した結果ということで、今日の説明で理解ができました。ありがとうございます。
議長	先程の話にもありましたが、市長査定もあり、この金額になっておりますが、新しい年度に対しても移動農業委員会等々の意見を基にして市長に意見書を提出しますので、その時にもこのような項目を入れてやったらどうだろうかという話もありましたので、是非そのように進めていただければと思います。 他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。

議 長	続きまして、議案第 2 号 高知市農地利用最適化推進委員の募集について、事務局より説明願います。
堀内係長	議案第 2 号 高知市農地利用最適化推進委員の募集について、事務局よりご説明いたします。 先ほどご審議いただきました、「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」に基づき、推進委員の募集を 2 月 27 日（月）から 3 月 27 日（月）まで実施することとなりますので、募集の手続きについて、ご説明します。 議案書を 1 枚めくっていただいて、募集要項（案）をご覧ください。 「1 募集人数」は市内 26 地区で合計 32 人。その地区割につきましては、別表として 4 ページに記載してあります。 「2 任期」は、新体制となった農業委員会が委嘱することになりますので、平成 29 年 7 月 20 日以降の委嘱の日から平成 32 年 7 月 19 日までの約 3 年間となります。 「3 身分」は、高知市の特別職非常勤職員です。 「4 主な職務内容」は記載のとおりで、担当地区内での現場活動が中心となります。具体的な内容は、委嘱後に研修会等を開催し説明する予定です。 「5 報酬」は、月額 40,000 円、「6 推薦を受ける者及び応募する者の資格」は、先ほど委嘱に関する規則第 3 条で説明したとおりです。 なお、農業委員会法第 18 条の規定により、「ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は推進委員になることができません。 2 ページをお開きください。 「7 推薦及び応募に係る手続き等」についてですが、個人からの推薦は様式第 1 号、法人又は団体からの推薦は様式第 2 号、本人の応募は様式第 3 号に記載していただき、被推薦者及び応募者が高知市外に住所を有する場合は、発行後 3 か月以内の本籍記載の住民票を添付していただくことになります。

堀内係長

必要書類は、農業委員会事務局、農林水産課、耕地課、春野地域振興課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課、JA高知市の本所及び各支所、JA高知春野で配付し、高知市のホームページからもダウンロードできるようにします。

なお、書類の提出先は、直接持参の場合は、農業委員会事務局、農林水産課、春野地域振興課、鏡地域振興課、土佐山地域振興課の5箇所の窓口で、平日の午前8時30分から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は、農業委員会事務局あてに期日必着でお願いします。

「8 受付期間」は、募集期間と同じく2月27日（月）から3月27日（月）までとし、ご不明な点がある場合は、「9 問い合わせ先」にあります、農業委員会事務局または農林水産課までお問い合わせください。

「10 選任結果」については、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知いたします。電話等での問い合わせにはお答えできません。

最後に「11 応募状況及び結果の公表」ですが、受付期間の中間及び終了後に、高知市ホームページ等で記載の内容を公表します。

募集の周知についてですが、高知市広報紙「あかるいまち」3月号及び3月1日発行の農業委員会広報紙「情報みどりのまち」でお知らせする予定です。

また、高知県農業共済組合、高知市土地改良区連合会の各理事には、募集のお知らせの文書をお送りする予定です。

4ページには、別表として、推進委員の募集地区及び人数を載せております。続いて、各様式の記入方法についてご説明いたします。

個人からの推薦の場合に使用する、様式第1号をご覧ください。

表面は、被推薦者、推進委員候補として推薦を受ける者について記入します。

「経歴」の欄には、職歴、農業又は地域活動に関する経歴、資格等をご記入ください。

「農業経営の状況」欄の農業専従家族については、被推薦者以外の家族で、農業専従者の人数を記入してください。

また、雇用労働力については、被推薦者が雇用している人の延べ労働日数を記入してください。

「経営の特色」については、被推薦者がどのような農業経営に取り組んでい

堀内係長

るかをご記入ください。

農業所得額は、農業に関係することで得た収入から経費を差し引いた金額になります。

推薦する地区名は、被推薦者が担当する地区であり、募集要項を確認のうえ記入してください。農業委員の候補者への推薦の有無についても、記入をお願いします。

裏面は、推薦者、推進委員候補を推薦する者について記入します。

推薦者が1名でも推薦はできますが、複数人いる場合は連名で、欄が不足する場合は別紙に記入してください。

「推薦の理由」については、被推薦者の地域農業や地域活動の実績など、推薦地区の推進委員として適任である理由等を記入してください。

最後に、被推薦者の同意についてですが、資格要件や記入内容の確認のため、農林水産部及び農業委員会が関係機関に照会を行うために必要ですので、必ず被推薦者が署名・押印するようお願いします。

次に、法人又は団体からの推薦に使用する、様式第2号をご覧ください。

表面は、先ほどご説明した様式第1号と同様に、被推薦者について記入していただきます。

裏面は、推薦する団体等について記入します。

「組織の目的」、「構成員たる資格その他組織の性格を明らかにする事項」につきましては、団体の定款、規約等で定められた活動の目的、構成員の資格、組織の性格等を記入してください。

「推薦の理由」については、被推薦者の地域農業や地域活動の実績など、推薦地区の推進委員として適任である理由等を記入してください。

様式第1号と同様に、同意欄には必ず被推薦者が署名・押印をお願いします。

最後に、本人が応募する場合に使用する、様式第3号をご覧ください。

表面は、これまでと同様の項目について、応募者本人の状況を記入してください。

裏面は、応募の理由を記入してください。同意欄には必ず署名・押印をお願いします。

堀内係長	なお、全様式共通ですが、候補者が市外に住所を有する場合は、発行後3か月以内の本籍記載の住民票の添付が必要になりますので、ご注意ください。 参考資料として、募集要項の内容を簡単にまとめた募集チラシを配付していますので、またご確認ください。以上です。
議 長	候補者の記入例につきましても、個人からの推薦と法人または団体からの推薦と2通りありますが、目を通していただければと思います。
楠瀬委員	任命の結果はいつ公表されますか。
堀内係長	任命につきましては、7月20日に新しい農業委員が任命されてから、新しい農業委員の委嘱ということになりますので、結果は7月下旬になると思います。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第3号「高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程」の制定について、事務局より説明願います。
岩崎次長	事務局から、議案第3号の「高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員

岩崎次長

会設置規程」の制定について、ご説明いたします。

お手元の資料の１ページをご覧ください。先に農地利用最適化推進委員の選考、選任及び委嘱に関する流れと考え方について触れておきたいと思います。

推進委員の選考にあたりましては、農業委員と推進委員の兼任は法令によって禁じられておりますので、資料の中段にありますように、農業委員候補者の選考後に、農業委員候補者として選ばれた応募者を除く推進委員の応募者から、活動履歴等の審査による選考基準に基づいた評価書に採点して、推進委員の担当区域ごとに総合点数の高いものから順に定数の人数を「推進委員の候補者」として選考することとしております。このとき、総合点数が同点の場合には、その区域で活動する現農業委員から意見を聴き、その評価を点数に加えることを考えております。これによって選ばれた候補者は、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会に報告し、総会決議を経て選任され、委嘱することとなります。

候補者の選考による推進委員の選任につきましては、行政不服審査法の「処分」に該当するとして審査請求の対象になると伺っており、また情報公開請求も想定されますことから、資料の下欄の解説にありますように、選任過程の公平性及び透明性を確保しておく必要があります。選考委員会の委員や推進委員の選任はいずれも総会で決議することとし、農業委員会法の解説で公平性及び透明性を確保する措置の例として示されておりますうちのイとエの方法によって推進委員の選考を行います。

推進委員を選任した後は、応募のあった者全員に選任結果を通知するとともに、情報公開請求があった場合には、おそらく応募者が請求者となることが多いと思いますので、その者には情報公開センターにも相談しながら評価書の評価点数をもって応えるようにしたいと考えております。

それでは、２ページ目の、今回の議案として提出しております高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程案をご覧ください。

選考委員会は、先にご説明しましたように、推進委員の候補者の選考と、その結果を農業委員会へ報告するために設置するものでありまして、そのことを第１条及び第２条に規定しております。

岩崎次長	選考委員会の構成は第3条に規定しております。地域のバランス性にも配慮する形で皆様の決議により人選し、現在、検討を重ねております農地利用最適化推進委員検討委員会の10人の委員を想定して、会長及び会長職務代理者、そして8人以内の委員としております。 また第4条では、選考委員会に委員長と副委員長を置き、会長と会長職務代理者がそれを務めることとしております。続いて第5条では、会議は委員長が招集し、議長を務めることとしております。また委員長が、必要があると認めるときには農業委員その他関係者の出席を求めることができることとしております。 選考委員会の庶務につきましては農業委員会事務局が行い、この規程の施行につきましては、推進委員の募集を始める2月27日としております。 以上で、高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程案の説明を終わります。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
竹内委員	役員が全部決めるのか、今の委員長、副委員長で決めていくのでしょうか。
岩崎次長	今回の選考委員会につきましては、当初、検討委員会をそれぞれの地区に配慮して人選していただいておりますので、その者をもって総会に諮ることを考えております。おっしゃるとおり、横滑りということを考えております。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことですので、本件は議案どおり承認することといたします。 それでは、報告に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画の認定について、高橋農政部会長より報告願います。
高橋農政部会長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、「農業委員会の会議について」事務局より報告願います。
岩崎次長	事務局から、農地利用最適化推進委員検討委員会で検討しております「農業委員会の会議について」ご報告させていただきます。 資料の１ページをご覧ください。１月２３日開催の臨時総会では、農業委員会における部会の廃止について可決いただき、またこれについては３月議会に部会の廃止条例案を提出することとしております。今回の報告は、この部会の廃止後の新体制におけるところの会議のあり方について検討した内容をご報告するものです。 検討委員会での検討の前提としましては、ここに列記しております２点、一つは農地法に基づく権利移動の許可等の適否を決めることにおいて機能的である事前審査会と農地部会の一連の会議を残す方法。二つ目は、会長がすべての議長を務めたときの抱える負担の軽減や、人材育成などにも配慮した議長のあり方の課題をまずは検討委員で共有化しまして、これらを解決する会議のあり方について検討を進めてまいりました。 ２ページをご覧くださいませでしょうか。先ほどの課題につきまして、農業委員会法を整理してみました。

岩崎次長

まず、第 27 条では農業委員会の会議を「総会」と位置づけており、招集は会長が行うとなっております。なお、第 16 条で定められております部会につきましては、農業委員会の区域を二つ以上に分けてその区域における事務を処理するものを想定しており、今の機能別部会とは異なるものとなっております。

第 30 条をご覧ください。この条文では総会の議事において、表決をとったときに可否同数となった場合は会長が決すると定めております。右側の解釈のとおり、議長は議決に加わらず、可否同数のときに議長が可否を決することが一般的ですので、第 30 条の規定につきましては、会長は委員としての議決権と議長としての裁決権を持っている、といった解説になっております。しかしながら、農業委員会法には議長に関する事項の規定がありませんので、第 34 条では、このようなときは、総会で議長に関する事項を規定する会議規則を定めるとなっております。このことから、会議規則で議長に関する事項を定めれば、必ずしも会長が議長でなければいけないというのではなく、会長でない委員でも総会の議長になることができると解釈できます。

1 ページへ戻っていただけますでしょうか。

先ほどの説明は、この資料の中段に列記しておりますが、これらの法令や解釈から、検討委員会では3つの大きな方針を整理しました。

まず1点目は、農地部会に替わる会議は法令に定める総会として位置づけ継続すること。2点目は、事前審査会は任意の会議として今の選挙区を単位に4つのブロックに分けて継続すること。3点目につきましては、農地部会に替わる総会の議長は事前審査会の委員長の中から選ぶことの3つです。

この方針に沿って新体制後の会議体系を検討したのが、3ページの資料です。

まず、法令で定める総会については3つの構成とし、5月に開催する定期総会と、先ほどご説明しました月1回開催の農地定期総会。そして、必要に応じて臨時に開催する臨時総会、いずれも会議録の作成と公表が義務付けられているものです。なお、これらの総会で推進委員から担当区域内の農地利用の最適化の推進に関して意見の陳述を求めることもできるとされております。例え

岩崎次長

ば、農地定期総会では、各事前審査会の委員長から案件に関する報告があるわけですが、これに関して担当区域で活動する推進委員の方が詳しいというようなときには、その推進委員に総会での報告を求めることもできます。なお、この場合の意見の陳述は、会長の許可を要するものでなく、担当区域における農地等の利用の最適化の推進に関することに限定されるとされております。

その農地定期総会の前段では、事前審査会を現在と同じ選挙区で分けた4ブロックごとに行うこととしております。これは任意の会議ということになりますが、各事前審査会では総会に出席する議決権を持つ農業委員の中から委員長と副委員長を決めていただき、その区域を所掌する農業委員とその区域を担当する推進委員が出席して案件の調査や審議を行うこととします。なお当面は、審議する案件がない推進委員も全員に出席してもらい、案件の処理を通して研鑽を積んでいただくことを考えております。

この事前審査会の4人の委員長の中から農地定期総会の議長を選出し、輪番制ではなく、人材育成の観点から固定した議長の配置を考えております。

また、農政部に替わる会議としましては、任意会議として農地等利用最適化推進施策検討委員会を設置し、農地利用の最適化に掲げる3項目に合わせて班を編成したうえで、農地等利用最適化推進施策に関する企画立案や施策改善についての意見書の作成などについて検討することを考えております。なお、この委員会で検討された内容は議案として総会に諮り決定していくこととなります。

また、総会とは別に、農業委員と推進委員の全員が出席する「全体会」の開催を考えております。法改正により農地利用最適化推進指針として農業委員会の活動計画を作成しなければいけないことになっておりますし、また意見書の提出にあたっては、推進委員も加わって共有化を図っていく観点から全体での会議も必要であると考えております。

運営委員会につきましては、会長、会長職務代理者、事前審査会の委員長、これに中立委員を加えた7人構成を考えており、総会や施策の推進等において調整を図っていくこととしております。

このご説明しました新体制後の会議案について皆様からご意見をいただき

岩崎次長	たいと思います。最終的には、会議規則として議案を取りまとめ、総会でご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	新制度のことで、会議規則なども見直していかないといけないということで次長から説明がございましたが、忌憚のない意見を出していただいて、「次はこの部分を直さないといけないのではないか」などがございましたら意見を出していただいて、会議規則等々の参考にさせていただきたいと思います。
森本委員	農業委員会の会長は任命権者です。任命権者は市長、農業委員会会長、代表監査委員、教育委員会教育長は任命権者という権限があります。今後は市長が任命権者になるので、会長が任命権者ではないです。会長の職務の権限が分からなくなりました。
吉良事務局長	農業委員の選出に当たっては、今までの公選制が廃止されて市長が任命することとなります。会長は、その中から互選で選んで、任命権者になります。任命権者というのは、例えば事務局の職員が異動で農業委員会に替わった時に市長からもらう辞令というのは、「農業委員会へ行きなさい」という辞令をもらいます。職員が農業委員会へ来たら会長から「あなたはこの仕事をしなさい」と、私の場合は、「事務局長をしなさい」という辞令を会長からもらいました。農地利用最適化推進委員の委嘱については、決定は全体でして名前は会長名です。今は、昔のように任命権者といって農業委員会で人を雇うなどの権限はないです。
森本委員	今まではありましたけどね。分かりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	— 意見なし —

議 長	意見があれば事務局の方に電話でも構いませんので、ご意見をいただければありがたいです。 次に事務局より「今後のスケジュールについて」報告願います。
岩崎次長	— 今後のスケジュールについて 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	大津が加わりましたので、よろしくお願いいたします。 それでは、以上で第5回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶をして閉会を宣す。(午後3時47分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する

平成29年4月25日

議 長

門 田 博 文

議事録署名委員

西 野 幸 一

議事録署名委員

久 保 寿 美 功

議事録作成者

廣 末 翔 太